

## 特記仕様書

工事名: 榎原公苑 マンホール蓋取替工事

工事番号: ス振第38号

工事場所: 榎原市 畝傍町

第1条 本工事の施工にあたっては「土木工事共通仕様書(案)[平成31年4月](以下「共通仕様書」という。)、土木工事施工管理基準[平成31年4月]、土木請負工事必携[平成31年4月]」によるものとする。

第2条 共通仕様書のうち、特に注意する項目は、次のとおりとする。

1-1-1-3 2.設計図書の照査等

1-1-1-5 コリズへの登録

1-1-1-10 施工体制台帳

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

1-1-1-29 事故報告書(土木請負工事必携参照)

1-1-1-44 ダンプトラックによる過積載等の防止(土木請負工事必携参照)

2-1-2 10. 再生材の利用(土木請負工事必携参照)

3-1-1-9 2.工事完成図

第3条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

### 第1編 共通編

#### 1-1-1-2(用語の定義)

(工期)

1. 工期には、休日(土曜、日曜、祝日、年末年始 12月29日～1月3日、夏期休暇 8月14日～16日)のほか、雨天等による作業不能日を見込んでいる。

雨天等による作業不能日は、「一日の降雨・降雪量が10mm以上の日数」および「8時から17時までのWBGT値31以上の時間を足し合わせた日数」で、合わせて1日を見込んでいる。

また、実働日数以外に準備期間、後片付け期間を見込んでいる。

2. 著しい悪天候や気象状況により「雨天等による作業不能日」が前項に示す日数から著しく乖

離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

### 1-1-1-3(設計図書の照査等)

(設計図書の照査)

設計図書の照査にあたり、設計図書の照査ガイドライン(工事請負契約におけるガイドライン(総合版)平成29年4月 奈良県県土マネジメント部技術管理課)を利用しても良い。

掲載HP:<https://www.pref.nara.jp/item/176721.htm>

### 1-1-1-9(工事の下請負)

(下請負者の県内建設業者の優先選定)

- 1) 受注者は、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するもの(以下「県内業者」という)の中から選定するように努めること。
- 2) 受注者は、県内業者と下請契約を行わず、県内業者以外の業者と下請契約を行う場合は、その理由を付した書面(様式3)を提出すること。なお、対象工事については、設計金額の9億円以上22億8千万円未満の工事を対象とする。

また、下請金額に関わらず、下請(1次以降)契約する全ての対象建設業者を記載すること。

### 1-1-1-8(建設副産物)

(再資源利用計画・再資源利用促進計画)

再資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、技術管理課HP又は国土交通省HPからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用した場合も、再資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 1-1-1-23(施工管理)

(土木工事請負日誌)

受注者は、日付、曜日、天候、気温、雨量、作業員の出勤状況、作業の実施内容等について記録し、監督職員又は検査職員より請求があった場合は提示しなければならない。

### 1-1-1-24(履行報告)

(工事履行報告書の提出)

受注者は、工事打合せ簿(報告事項)として、施工計画に示した計画工程表等を実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに監督職員に提出するものとする。

また、週間工程表については、監督職員が指示した場合のみ作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに監督職員に提出するものとする。

#### **1-1-1-26(工事中の安全確保)**

(地下埋設物等の調査)

受注者は共通仕様書(1-1-1-26 工事中の安全確保 16.地下埋設物等の調査)のとおり、「地下埋設物確認書」を監督職員に提出すること。

なお、「地下埋設物確認書」様式については、下記ホームページの提出書類様式を参照のこと。

掲載 HP : <https://www.pref.nara.jp/52278.htm>

#### **1-1-1-30(環境対策)**

工事箇所における騒音規制や振動規制に関する法律、条例及び規制等に則り適切に作業を行うこと。

(建設機械への不正軽油の使用禁止)

1. 受注者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
2. 受注者は、現場で県が行う使用燃料の抜き取り調査等に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

#### **1-1-1-32(交通安全管理)**

(標示板の設置)

受注者は、道路工事でない場合においても土木請負工事必携[平成31年4月]「1.1.道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じ、県民にわかりやすい標示板を設置するものとする。

標示板に記載する工事種別及び工事内容は以下のとおりとする。

工事種別:マンホール蓋の取り替え工事をしています

工事内容:橿原公苑 マンホール蓋の取替工事

#### **1-1-1-34(諸法令の遵守)**

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法第47条第1項に該当する車輛を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得ていることを確認しなければならない。

#### 1-1-1-35(官公庁等への手続等)

本工事で想定される官公庁等への手続きは以下のとおりである。

(道路使用許可申請等)

本工事において、道路(歩道を含む)の規制等を行う際は、着手前に受注者において管轄警察署に道路使用許可申請等の必要な申請を行うこととする。なお、手続きに必要な費用は現場管理費に含むものとする。

#### 1-1-1-40(保険の付保及び事故の補償)

本工事において、受注者は法定外の労災保険※に付さなければならない。また、保険契約締結後は契約書第57条に基づき、その証券等を発注者に提示し、工事打合簿を提出すること。

なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されている。

※法定外の労災保険:従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険

#### 1-1-1-42(交通誘導警備員の配置)

1. 交通誘導警備員は「警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
2. 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
3. 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無	備考
施行箇所	2名/日	交通誘導警備員B:2名	昼間	無	

交通誘導警備員B:警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

#### 1-1-1-45(建設副産物の処分)

(建設副産物の搬出)

1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、(1)により扱うこととする。

(1)建設発生土

本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所(施

設)は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示あり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更取扱いは、2.によるものとする。

建設副産物	受入場所(施設)	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他受入条件
As 殻	三建工業(株) 檀原市曲川町 7-627,628	5.0km	8:00~17:00 (日・祝除く)	現地問い合わせ による
金属くず	(有)大志 檀原市新堂町 281-8	4.9km	8:00~17:00 (日・祝除く)	現地問い合わせ による

2. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出(1.(1)①の場合を除く)について、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは以下のとおりとする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(1)~(5)である。

- (1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- (2) 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
- (3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
- (4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
- (5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、受注者の都合による受入施設の変更は、監督職員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って、また、建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」等関係法令や「建設副産物適正処理推進要綱」などにに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

3. 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物(アスベスト等)については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出すること。

(舗装の切断作業時に発生する排水の処理)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとする。

「適正に処理」とは、廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)を監督職員に提示しなければならない。

(産業廃棄物税)

本工事で発生する産業廃棄物のうち、奈良県内の最終処分施設に直接搬出する産業廃棄物については、「奈良県産業廃棄物税条例」に基づく産業廃棄物税が課税されるので適正に対処するものとする。

なお、本工事では産業廃棄物税相当額を見込んでいる。

## 第2編 材料編

### 第2節(工事材料の品質)

#### 2-1-2 4.(見本・品質証明資料)

(現場に材料を搬入する前の品質規格事前確認)

受注者は工事に使用する材料のうち、下記の材料、受注者が確認を必要と判断した材料及び監督職員の指示した材料について、見本又は品質を証明する資料等を工事現場に搬入(注文確定前)するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

対象材料の指示は、施工計画等の打合せ時に協議を行い決定するものとし、事前確認書類の提出は、打合せ簿に必要書類を添付して提出するものとする。なお、一覧様式については、下記ホームページの提出書類様式(品質規格事前確認様式)を用いても良い。

掲載 HP : <https://www.pref.nara.jp/52278.htm>

材料名	品質規格	適用
該当なし		

## 2-1-2 7. (奈良県産品の利用促進)

(奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品)

1. 受注者は、地場産業の活性化・循環資源の有効利用を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品を使用することに努めること。

A 奈良県産品とは次に示すものとする。

・県内の工場等(本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む)で製造・加工された資材・製品

B 奈良県リサイクル認定製品とは次に示すものとする。

・奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として掲載されている製品

2. 受注者は、建設資材及び奈良県リサイクル認定製品の使用については、次に示す①から③の報告書(様式1)を監督職員に提出しなければならない。

①資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】

②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】

③資材調達結果を完成検査前に報告【完成報告】

(様式1,2)掲載HP：<https://www.pref.nara.jp/52278.htm>

3. 受注者は、奈良県産品(以下「県内産建設資材」という。)が調達できるにもかかわらず使用しない場合は、その理由を付した書面(様式2)を監督職員に提出しなければならない。様式2の提出時期は、様式1と同じとする。

4. 上記2.の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評定の際に加点評価する。

ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材(任意仮設材)等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。

A 県内産建設資材(3品目)を品目毎に全種類・全量を使用

(工事特性の考査項目で品目毎に1点、最大3点を加点)

※「品目毎」とは、生コンクリートについて全種類・全量使用……1点

コンクリート二次製品について全種類・全量使用……1点

道路舗装材料類について全種類・全量使用……1点

それぞれで1点、最大3点の加点

B 奈良県リサイクル認定製品(土木資材)を全量使用

(工事特性の考査項目で2点を加点)

## 第3編 土木工事共通編

### 3-1-1-9(工事完成図書納品)

(電子成果品)

- 1 情報共有システムを利用した工事は電子納品対象工事とする。
- 2 電子成果品は、「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)令和5年4月奈良県県土マネジメント部」に基づき作成する。なお、ガイドライン(案)に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

### 3-1-1-5(提出書類)

(工事関係書類の事前協議)

受注者は、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を工事関係書類一覧表により発注者と協議を行うこと。

なお、工事関係書類一覧表は技術管理課HPからダウンロードできる。

第4条 共通仕様書の各項目に該当のない事項又は複数に関連する事項の特記事項は、次のとおりとする。

## 共 通

### 共通-1(工事目的)

本工事の目的は、橿原公苑の第一体育館北側に隣接する道に設置されている污水管及びマンホールを橿原市に移管することに伴い、奈良県の県章マンホール蓋から橿原市の市章マンホール蓋に取り替えるものである。

### 共通-2(設計変更等)

設計変更等については契約書及び本特記仕様書の定めによるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)平成29年4月(奈良県県土マネジメント部技術管理課)」によるものとする。

### 共通-3(週休2日工事の試行)

本工事は、発注者指定型の週休2日試行工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している奈良県県土マネジメント部「週休2日試行工事」実施要領(令和6年8月1日)により行うものとする。

#### (費用の計上)

本工事は、月単位の週休2日(4週8休以上)で費用を計上している。受注者が週休2日を実施しなかった場合、通期の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合、月単位の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合は、達成状況に応じて、当初計上している補正係数を別表1～別表3に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

#### (工事成績評定)

発注者は週休2日試行の対象工事において、受注者が週休2日の実施を選択し、月単位の週休2日(4週8休以上)を達成した工事のうち休日取得計画書で定めた土曜日・日曜日のすべてで現場閉所が達成できた場合は、工事成績評定において評価するものとする。

また、通期の週休2日(4週8休)を達成できなかった場合で、通期の週休2日(4週8休)に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

#### (アンケート調査及びヒアリングの実施)

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提

出するものとする。

【別表1】

■補正係数

	〈当初計上〉 月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00
市場単価方式	別表2	別表2	別表2
土木工事標準単価	別表3	別表3	別表3

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない見積単価等については、補正の対象としない。

【別表2】市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	〈当初計上〉 月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
鉄筋工		1.04	1.02	1.00
ガス圧接工		1.03	1.02	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00

防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.00
道路植栽工	植樹	1.04	1.02	1.00
	剪定	1.04	1.02	1.00
公園植栽工		1.04	1.02	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.00
橋面防水工		1.01	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

※(補正式)週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

名称	区分	〈当初計上〉 月単位の 週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
区画線工		1.04	1.02	1.00
高視認性区画線工		1.04	1.02	1.00
橋梁塗装工		1.03	1.01	1.00
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02	1.00
	人力	1.04	1.02	1.00
コンクリートブロック積工		1.04	1.02	1.00
排水構造物工		1.04	1.02	1.00
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02	1.00
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.01	1.00
	高所作業車	1.02	1.01	1.00
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00

連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02	1.00
	高所作業車	1.04	1.02	1.00
防草シート設置工		1.03	1.01	1.00
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.01	1.00
	高所作業車	1.01	1.01	1.00
塗膜除去工		1.04	1.02	1.00
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.00
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04	1.02	1.00
機械式継手工		1.04	1.02	1.00
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02	1.00
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.00
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04	1.02	1.00
支承金属溶射工		1.04	1.02	1.00
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.03	1.02	1.00

【別表3】 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

※(補正式)週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

#### 共通-4(現場環境改善 快適トイレの試行設置)

本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」導入試行の対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『建設現場における「快適トイレ」導入試行要領』により行うものとする。

掲載HP:<https://www.pref.nara.jp/54830.htm>

##### 1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

### 【快適トイレ標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
- [必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること]
- (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
- [二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]
- (5) 照明設備(電源がなくても良いもの)
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)
- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

### 【推奨仕様】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台(フィッティングボード等)
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等(トイレトーパー予備置き場)

## 2. 設置に要する費用

快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの導入の希望の有無について、工事着手前に工事打合簿(別紙1)により発注者と協議する。また、受注者は、快適トイレの導入を希望する場合は上記「1. 内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ計2基/工事までとする。ただし、男女別一体型の場合は、男女別の入口となっている場合に限りこれを2基とみなすものとする。

また、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料については共通仮設費率計上分に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

## 3. 実績の確認

受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」(別紙1)と快適トイレ設

置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督職員に提出しなければならない。

#### 4. その他

快適トイレの流通の関係上、仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

### 共通-5（情報共有システムの利用）

本工事で、ASP方式の情報共有システムの利用を希望する場合は、情報共有システム利用に係る協議書を監督職員に提出し、利用の同意を得ることとする。

- (1) 使用するシステムは、監督職員と協議の上、国土交通省が示す「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に準拠しているシステム事業者を受注者が選択する。
- (2) システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- (3) 情報共有システムを利用した工事は、電子納品の対象とする。
- (4) 工事完成までに、情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

### その他-1（熱中症対策）

熱中症対策に資する現場管理費の補正について

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- (2) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本工事の工事期間中における気温の計測方法及び計測箇所を明示すること。
- (3) 本試行の実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（以下、「要領」という。）により行うものとする。
- (4) 受注者は、要領別紙2を参考に工事打合せ簿により計測結果および熱中症対策状況の報告を行う。報告時には計測結果および対策状況の資料を添付すること。
- (5) 本試行を適用し、熱中症対策を実施した場合は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

### その他-2（遠隔臨場）

#### 1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という）」、受注者における「段

階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)』の内容に従い実施する。

## 2.試行内容

### (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声スマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する（従来の立会資料の管理同様とする。）また、情報共有システム（ASP）等を活用していない工事については、CD等の電子媒体で監督職員に提出する。

### (2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

### (3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

### (4) 費用

本試行工事を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費に含むものとする。

## その他-3（建設リサイクル法）

（対象工事の事前説明）

受注予定者は、請負契約前（契約書提出時）に、建設リサイクル法第12条第1項に基づく書面を提出しなければならない。

書面の様式及び記入例については、下記ホームページを参照のこと。

（参考ホームページURL：<https://www.pref.nara.jp/52881.htm>）

なお、本工事における[工作物の状況]および[搬出経路]は以下のとおりとする。

[工作物の状況]:築年数 不明

[通学路の有無]:無